

(事情の変更等による対価の変更)

- 21 改正法附則第5条第5項ただし書《対価の変更があった場合の経過措置の不適用》に規定する「役務の提供の対価の額の変更」には、当該役務の提供に係る契約において定められた対価の額の変更のほか、当該契約において定められた役務の提供の内容の変更による対価の変更が含まれることに留意する。

(注) 同項ただし書に該当する場合には、その役務の提供を行った課税期間において、当該役務の提供について同項本文の規定は適用されない。